

クリーニング業における階段、栈橋を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	14~15	階段を下りる時、段の踏み違い。	45~29	10
2	19~20	2階からロッカーを3人で運び降ろしていた。真ん中を支えていたが、階段の幅がロッカーの幅とほぼ同じであったため、階段左にある壁の出ている部分を渡り、1階と2階の間の踊り場に飛び降りた。その際に左足のかかとを強打し、ひびが入った。	38~49	30
5	18~19	業務終了後、3Fの事務所から帰宅のため階段を下りる時にバランスを崩し、前のめりに転げ落ち、頭・内臓・肋骨を打ち、手を着こうとして手首を骨折した。	56~29	10
5	10~11	おしぼりの配送中に、配送先のビルの階段を下りている際に残り2~3段のところまで滑り、体のバランスを崩して階段下に着地し、右足首を捻って骨折した。	39~29	10
5	17~18	工場で作業終了後、2Fから階段で降りる途中、下から10段目位から転倒し下まで落ち、額を打撲し、こぶができた。意識はあり、会話は可能であったが、動くことはできなかった。	59~999	500
7	7~8	自宅より勤務先の病院へ通常の経路を通勤中、病院前でバスを下車し、徒歩で病院の職員用通用口へ向かって階段を下っている際、雨の影響で足元が滑りやすくなっていたこともあり、接地した足を滑らせ転倒し、右足首靭帯を損傷した。	26~299	100
		当工場内において、2階から階段を下りて来たときに誤って足を踏み外し、残り3	1~	

7	8~9	段目のところから床に落ちた。その際に両腕を骨折し、右脚を打撲負傷したものである。	76	9
7	14~ 15	作業場内で2階に移動しようとして階段を上っていたとき、バランスを崩し、右手を階段の手すりにぶつけて負傷した。	56	100 ~ 299
9	12~ 13	事業場内のクリーニング工場で、昼休み（3階休憩室で昼食）を終え、午後の勤務に就くため1階の作業場に戻ろうと階段を下ってきたところ、少しよそ見をしていて最後の段を踏み外し、1階床に右足をつきそこねて挫いてしまった。	52	30 ~ 49
12	8~9	タオル納品後、20段程の階段から転落し、頭と背中をぶつけた。手のしびれがあったので、整形外科で受診した。	49	10 ~ 29

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)